

第 343 回(平成 31 年 2 月)定例会

会派提案意見書案

平成 31 年 2 月 26 日

番号	件名	提出 会派
意 1	小児用筋電義手の普及に向けた対策を求める意見書	自民
意 2	適正な外国人材受入体制の確保を求める意見書	自民
意 3	UR（都市再生機構）賃貸住宅ストックの活用を求める意見書	公明
意 4	妊婦が安心できる医療提供体制の充実を求める意見書	公明
意 5	拡大治験制度の抜本的な見直しを求める意見書	県民
意 6	放課後児童クラブの充実を求める意見書	維新
意 7	外国人等による土地の取得及び利用を制限するための早急な法整備を求める意見書	維新
意 8	教職員の長時間労働是正のための施策を求める意見書	共産
意 9	インフルエンザワクチン接種無償化とワクチン安定供給体制の充実を求める意見書	共産

座長提案意見書案

番号	件名	提出
意 10	我が国の領土・領海及び海洋資源を守る体制整備を求める意見書	座長

(自由民主党)

意見書案 第 号

小児用筋電義手の普及に向けた対策を求める意見書

小児用筋電義手は、障害児が日常生活や社会生活を営む上ばかりでなく、情操等の涵養に不可欠な様々なレクリエーションやアクティビティに参加する上で必要となるものである。また、子供の頃から筋電義手に使うのに慣れておけば、将来の活動の選択肢が広がることが期待される。

しかしながら、欧米では、筋電義手の占める割合が義手全体の約7割を占める国もあるのに対し、日本では僅か数%程度とその普及は進んでおらず、小児用についても、ほとんど普及していないと言われている。その理由としては、購入価格が概ね150万円以上と非常に高価であり、成長に応じた修理にかかる費用も高額であること、また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく公的補助制度も存在するが、同制度は日常生活や社会生活を営む上で必要不可欠なものに限定しており、筋電義手を試用する機会が限られている中で、その証明が困難であることやレクリエーションやアクティビティは日常生活とは認められていないこと、対応可能な医療従事者や適切な訓練施設が限られていること、「なくても生活できる」といった意識が強いこと等が挙げられている。

欧米には、古くから先天的に上肢欠損の障害を抱える乳児に対し、筋電義手の製作が経済的に保障されたり、出産直後からの長期の支援プログラムに筋電義手を組み込んだりするなど、小児筋電義手活用に向けた支援体制が充実している国もある。また、平成26年1月には、我が国も、障害者の「文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加」を規定する障害者権利条約を批准している。

よって、国におかれては、小児用筋電義手の普及に向け、下記の事項に取り組みされるよう強く要望する。

記

- 1 訓練用のものを含め、小児用筋電義手の特例補装具の申請手続きの負担及び自己負担額を軽減すること。
- 2 文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加に必要な小児用筋電義手に対する公的補助制度を創設すること。
- 3 安価な国産筋電義手の研究開発を促進すること。
- 4 小児用筋電義手の使用について、医療関係者等によるサポート体制の充実を図ること。
- 5 小児用筋電義手の適切な訓練施設の整備を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(自由民主党)

意見書案 第 号

適正な外国人材受入体制の確保を求める意見書

昨年12月8日に出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律が成立し、新たな在留資格である「特定技能」が創設されることとなった。この背景としては、我が国において、今後人口減少が予想されるとともに、既に人材不足が生じている業種が発生しており、外国人労働者の更なる活用は喫緊の課題となっていることが挙げられる。現在、上記法改正を受け、全国的に外国人材の更なる受入に向けた体制整備が進められているところである。

しかしながら、現在、母国の紹介業者や送り出し機関への高額な手数料に起因する借金返済や受け入れ機関による不適正な制度運用、日本文化への不適応等に起因すると考えられる技能実習生の失踪や犯罪が後を絶たない。そのため、国民の中には外国人の受け入れに関し、不安や不信感を抱えている者もいる。

かかる状況下で、本県では、社会福祉協議会内に設置するセンターを海外の送り出し機関と施設との橋渡しをする介護関連の監理団体として国に許可申請しており、送り出し機関や受け入れ機関の信用性の確保及び適正な外国人受け入れに向け、県も積極的に関与し、多文化共生の推進も含め、体制整備を進めているところである。

よって、国におかれては、適正な外国人受入体制の確保を図るため、下記の事項に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 悪質な紹介業者等の介在を防止するとともに、監理団体と送り出し機関との適正な契約の締結及び送り出し機関や受け入れ機関の信用性確保に向けた対策を講じること。
- 2 外国人が日本の風土や文化を理解し、地域社会に順応できるよう、多文化共生サポーターの増員等、地方自治体による多文化共生推進施策の実施に対し、更なる財政支援措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(公明党・県民会議)

意見書案 第 号

UR（都市再生機構）賃貸住宅ストックの活用を求める
意見書

URの賃貸住宅の設備は、全国的に老朽化してきており、居住者の高齢化も進んでいる。このため、高齢者向け優良賃貸住宅の家賃減額の継続や修繕など居住者の負担軽減に向けた対策などが求められてきた。

平成31年度の国の予算案には、20年間の家賃減額期間の終了時に現に居住する高齢者については、退去するまで家賃減額を延長することやバリアフリー改修に係る補助率の引き上げなどが計上されている。

また、UR賃貸住宅ストックを将来にわたって国民共有の貴重な地域資源として活かし続けるため、2033年度までの活用の方向性を定める「UR賃貸住宅ストック活用・再生ビジョン」が策定され、高齢者、子育て世帯等への住宅セーフティネットとしての役割の充実が一層求められている。

よって、国におかれては、UR賃貸住宅団地が理想とする、多様な世代にとって生き生きと暮らし続けられる住まい・まちの実現を図るため、下記事項に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 URが目標とする、2033年度までに250団地程度の地域医療福祉拠点の整備を着実に進めること。
- 2 団地の役割・機能を多様化し、地域へ開かれた団地とするため、高齢者や子育て支援施設の整備を進めること。
- 3 移動等に伴う転倒の防止やヒートショック対策、外出したくなる環境を備えた「健康寿命サポート住宅」の供給を拡充すること。
- 4 UR賃貸住宅ストックの活用にあたっては、地方公共団体や地域関係者との連携を図るとともに、住民の意見を丁寧に聞き取り居住の安定確保を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(公明党・県民会議)

意見書案 第 号

妊婦が安心できる医療提供体制の充実を求める意見書

妊婦は診断が難しい疾患や合併症に見舞われる頻度が高く、胎児の発育に悪影響を与える医薬品もあり、診療には特別な注意が必要とされる。中には、妊婦の外来診療について積極的でない医療機関が存在していたことから、妊娠の継続や胎児に配慮した適切な診療を評価するため、平成30年度診療報酬改定において妊婦加算が新設された。

しかし、妊婦加算について、関係者に十分な説明がないまま実施されたことや、投薬を伴わないコンタクトレンズの処方に加算するなど、運用上の問題が指摘されている。加えて、妊婦が安心して外来診療を受けられる体制が整備されないまま、妊婦であるというだけで一律に加算されることについては、少子化対策の観点からも問題がある。

こうした指摘を受け、厚生労働省では昨年12月に平成31年1月1日からの妊婦加算の凍結を告示するとともに、改めて、中央社会保障医療審議会で、妊婦が安心できる医療提供体制の充実や健康管理の推進を含めた総合的な支援を議論することとした。

よって、国におかれては、妊婦が安心して医療を受けられる体制の構築のため、下記事項に取り組みされるよう強く要望する。

記

- 1 医療現場において、妊婦が安心して外来診療を受けられるよう、特有の合併症や疾患、投薬の注意などについて、医師の教育や研修の体制を整備すること。
- 2 保健や予防の観点を含め、妊婦自身が、特有の合併症や疾患、投薬の注意などについて、予め知識を得ることができるようにすること。
- 3 妊婦加算の見直しに当たっては、妊婦が加算分を自己負担することの影響にも十分配慮しつつ、開かれた国民的議論を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(ひょうご県民連合)

意見書案 第 号

拡大治験制度の抜本的な見直しを求める意見書

2016年1月に人道的見地から実施される治験である拡大治験制度が開始された。通常の治験は、年齢や検査数値、既往症歴などの参加基準に満たないため参加できない患者も多い。拡大治験は、生命に重大な影響がある疾患の患者の救済を目的に、既存の治療法で有効なものがない場合、未承認薬等の利用を認める制度であり、欧米ではコンパッションエートユースと呼ばれ、10年以上前から実施されてきたものである。

「もう打つ手がない。」と医師から告知された患者にとっては最後の、命の希望となる制度である。

しかし、利用はほとんど進んでいない。治験全体では毎年数百件の規模で実施されているのに対して、拡大治験は数件程度が実施されているに過ぎない。

それは、医師等医療関係者ですら拡大治験の認識度が2割程度に留まっていることや、拡大治験の手続きが実施計画の作成から治験審査委員会の承認など、利用までに長期間を要することから病院側の負担も重いことなどが原因となっている。

患者の安全性確保を重視することはもちろんのことであるが、拡大治験に参加できない、間に合わない、制度が広まらないのであれば本末転倒である。

生命の危険に瀕している患者へ、より早く、より多くの方に、より多くの治療法を届けるために、国は拡大治験制度の抜本的な見直しを図るよう強く要望する。

記

- 1 拡大治験の利用促進に向けて、抜本的な制度設計の見直しを図ること。
- 2 拡大治験を実施する治験実施機関や患者への費用支援等負担軽減策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(維新の会)

意見書案 第 号

放課後児童クラブの充実を求める意見書

放課後児童クラブでは、就労等により保護者が昼間家庭にいない子供を対象として、放課後等に学校の余裕教室や学校敷地内の専用施設等で、安全に安心して適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図っている。

女性の就労拡大等に伴い、放課後児童クラブの利用児童数は年々増加し、子供が安全に安心して放課後を過ごせる放課後児童クラブのニーズはますます高まっている。放課後に子供を預かる学童保育は昨年5月時点で全国に約2万5千箇所あり、117万人が利用している。一方で利用できなかった児童は2018年度、約1万7千人と過去最多になった。

また、子供が小学校に入学すると、放課後に子供を預けておく場所がない、預ける場所はあるが就業時刻よりも早く預かり時間が終わるなどの理由により、育児と仕事の両立が困難になる、いわゆる「小1の壁」を解消するため、フルタイムで働く親の事情に合わせた開所時間の延長などの対策が必要である。

さらに、非正規雇用や常勤職員でも給与は低く、人材の確保が困難である。

よって、国におかれては、放課後児童クラブの充実のために、下記事項に取り組みられるよう強く要望する。

記

- 1 放課後児童クラブの整備促進を着実に推進するとともに、「放課後子ども教室」及び「放課後児童クラブ」の国庫負担割合を引き上げること。
- 2 放課後児童クラブの長時間開所加算（平日分）の対象を拡大すること。
- 3 10人未満の小規模クラブについて、都市近郊の農村地域やオールドニュータウン等でも、山間地や漁業集落、へき地、離島で実施する場合と同様に、補助対象とすること。
- 4 放課後児童支援員等の処遇改善を図るための確実な財政措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(維新の会)

意見書案 第 号

外国人等による土地の取得及び利用を制限するための早急
な法整備を求める意見書

北海道や長崎県対馬において、外国人や外国資本による土地の取得及び利用が進行している。

我が国においては、外国人の土地の取得及び利用を制限するため、大正 14 年に外国人土地法が定められているが、制限の対象となる権利や制限の内容等について規定する政令が定められていないため、同法は事実上機能していない。

加えて、我が国は、外国人等による土地の取得及び利用を制限する権利を留保せずに世界貿易機関の「サービスの貿易に関する一般協定（以下、「GATS」という。）」に加盟し、内外差別的な立法を行うことが原則認められていない。

しかしながら、GATS加盟国においても、外国人等に対する土地の取得及び利用を制限する権利を留保することにより、自国の国内法で制限することができている国も存在する。

本県においても、川西駐屯地をはじめ、自衛隊の施設を有しており、今後、自衛隊基地、米軍基地等の周辺において外国人や外国資本による土地の取得が進めば、我が国の安全保障を脅かしかねない重大な問題に発展する可能性がある。国もこうした点を認識し、国家安全保障戦略に基づき約 650 の自衛隊基地及び米軍基地周辺の土地について調査を進めているところである。

よって、国におかれては、外国人及び外国資本による土地の取得及び利用を制限するため、協定加盟国と協議を進め、法整備に早急に取り組むよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

(日本共産党)

意見書案 第 号

教職員の長時間労働是正のための施策を求める意見書

教職員の長時間労働が社会問題になっている。その是正は、労働条件の改善として緊急であり、また子供の教育条件として極めて大切な国民的課題であり、国が必要な対策を取り、学校を安心して働き続けられる場にするのが求められている。

国の2016年の「教員勤務実態調査」(以下「調査」)によれば、教員は月曜から金曜まで毎日、平均12時間近く働き、休みのはずの土日にも働いており、精神疾患による休職者が増え、過労死も後を絶たない。さらに1990年前後から、不登校の増加、いじめ問題など学校の抱える課題が増え、貧困と格差が広がるもとで、子育てへの不安や困難が深まり、保護者との関わりも複雑さを増した。こうしたもとで、教職員の負担はますます大きくならざるをえず、教員の長時間労働は限界に達している。

「調査」では、小学校教員は1日6時限近い授業をしているが、準備の時間は1時間17分となっており、これでは適切な教材研究ができない。1958年に制定された「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」における定数の考え方について、その基準となる指導時数は、1日4時限とされている。教員の長時間労働の根本的な問題は、国がこの原則を放棄し、教員の授業負担を増やしたことにある。

教職員は労働者であるとともに教育の専門家である。子供たちの人間形成を支える教員の専門性の発揮のためには、それにふさわしい労働条件が必要であり、それは人間らしい生活のなかで保障されなければならない。その根本的な解決のため、下記の事項に取り組みられるよう強く要望する。

記

- 1 教員の持ち時間数の上限を、1日4時限を目安に定め、小学校で週20時限、中学校で週18時限を上限とする。そのための定数改善計画を行うこと。
- 2 過大な授業時数や行政研修・各種研究授業など「文科省通知」にある事項を含め、教職員業務を抜本的に見直すこと。
- 3 スポーツ庁ガイドラインに示されている「休養日は週2日以上、土日のどちらか休み」を、関係団体、保護者や生徒を含む関係者の議論を通じて定着させること。新たに導入された部活動指導員は、顧問の教員と連携した過熱化の抑制、スポーツや文化の科学的知見や教育の条理をふまえた指導を重視すること。
- 4 教職員の働くルールを確立し、残業代を支払うこと。残業時間の上限を

「週 15 時間、月 45 時間、年 360 時間以内」（厚生労働大臣告示）とすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

(日本共産党)

意見書案 第 号

インフルエンザワクチン接種無償化とワクチン安定供給
体制の充実を求める意見書

本年、インフルエンザが、2000年代では最高の規模で流行しており、死亡者も発生するなど重大な事態となっている。

流行を抑えるためには、ワクチン接種率を高めることが必要だが、ワクチン接種費用に 2,000 円～6,000 円という自己負担があることで接種を手控える人も少なくない。経済的事情によってワクチン接種ができないという状況をなくすことが重要である。

同時に、ワクチン卸業者から医療機関に「ワクチンが不足した昨年と同じ数量しか納入できない」、「少量しか入手できない。残りはめどが立たない」等の実態が報告されている。インフルエンザワクチン確保についても有効な手だてをとるべきである。

国民の命と健康を守るため、国の責任において、早急に下記の事項に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 インフルエンザワクチン接種の無償化及び卸価の適正化を進めること。
- 2 繰り返されるワクチン不足の実態・原因を分析・評価し、「脆弱なワクチン供給体制」の抜本的改善に取り組み、国が責任を持ってワクチン供給体制の安定を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

(座 長)

意見書案 第 号

我が国の領土・領海及び海洋資源を守る体制整備を求める
意見書

我が国は、四方を豊かな海に囲まれており、6,852の島々を有するとともに世界第6位の面積の排他的経済水域を有する海洋国家である。排他的経済水域には、多様かつ豊富な水産資源が存する他、多くのレアメタルや化石燃料が埋蔵されていると言われており、これらは、我が国民の貴重な共有財産である。

しかしながら、昨今、日本海の排他的経済水域内における北朝鮮等他国の漁船による違法操業や韓国海軍艦艇による火器管制レーダー照射、また、沿岸部における国籍不明の不審船の漂着等が数多く報道され、兵庫県においても昨年末にハンブル文字が書かれたライフジャケットを身につけた遺体や無人の木造船の発見があり、地域住民や漁業関係者の間に大きな不安が広がっている。

よって、国におかれては、豊富な海洋資源を保全し、国益を守り、国民の不安を解消するためにも、平和的な外交努力を続けるとともに、これまでの法整備及び体制強化が実効性あるものとするため、下記の事項に取り組みされるよう強く要望する。

記

- 1 排他的経済水域内に不審船や他国の違法操業船が入らぬよう警備体制を強化すること。
- 2 沿岸地域における警備体制を強化できるよう地方自治体に対する財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。